

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	一の所有者による景観協定の設定		
根拠法令名	景観法（平成16年法律第110号）	（条項）第90条第1項	
基準法令名	景観法	（条項）第90条第2項において準用する第83条第1項	
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></p> <p>                  ・ 掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></p> <p>                  ・ 内容           <input type="checkbox"/>全部記載           <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>景観法第84条第2項において準用する第83条第1項各号のいずれにも該当することを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令等]</p> <p>（一の所有者による景観協定の設定）</p> <p>第九十条 景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p> <p>3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。</p> <p>4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。</p> <p>（景観協定の認可）</p> <p>第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2、3 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。